

令和5年6月13日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、宇部ボクシング&フィットネススクールジム（以下「宇部ジム」という）所属ボクサーである三角丞（ライセンスNo.50273）選手を令和5年6月10日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 宇部ジム三角丞選手は、令和5年6月10日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は三角丞選手を令和5年6月10日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、宇部ジムのマネージャーである原田修（ライセンスNo.45312）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、原田修氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション